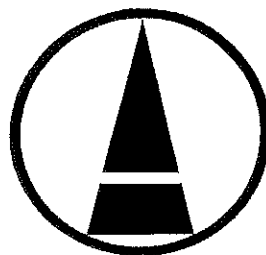


大規模地震時における応急対策活動
に関する協定書



大 崎 市
宮 城 県 建 築 士 会 大 崎 支 部

大規模地震時における応急対策活動に関する協定書

大崎市（以下「甲」という。）と宮城県建築士会大崎支部（以下「乙」という。）とは、大規模地震による災害が発生した場合に大崎市被災建築物宅地危険度判定要綱（平成 18 年 3 月 31 日訓令甲第 119 号）に基づく応急対策活動の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震災害が大崎市において発生した場合に、甲が、乙の協力を得て応急対策活動を行うことにより、住民の安全の確保を図ることを目的とする。

（応急対策活動）

第 2 条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1）甲が設置する被災建築物応急危険度判定実施本部へ、実施本部協力員及び判定コーディネーターの派遣
- （2）甲が指定する避難施設、災害時要援護支援者用避難施設及び医療施設の被災建築物の応急危険度判定
- （3）その他甲が必要と認める施設及び家屋の被災建築物応急危険度判定

（協力の要請）

第 3 条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請できるものとする。

なお、大崎市域において震度 5 強以上の地震が発生した場合においては、乙は甲から応急対策活動の実施の要請があったものとみなし、第 2 条の規定による応急対策活動を実施するものとする。

2 乙は実施の要請があったときは、無償（消耗品費及び交通費を除く。）で甲に協力するものとする。

(判定士等に対する損害補償等)

第4条 前条の規定により、応急対策活動に従事した乙の判定士が活動中に死亡し、負傷し、又は障害の状態となった場合の損害補償は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領又は社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が加入するボランティア活動保険によるものとする。

また、応急対策活動に従事した乙の判定士が第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき理由によるものを除き、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領又は社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が加入するボランティア活動保険によるものとする。

それらの手続きは甲が行うものとする。

(建築関係団体の連絡体制の確立)

第5条 乙は、本協定に基づく甲の要請に即応するため、乙の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報共有)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

(連絡体制)

第7条

(1) 甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置く。

(2) 連絡責任者は、甲においては建設部建築住宅課長、乙においては支部長をもって充てる。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する2か月前までに甲乙いずれかからもこの協定について申し出がない場合は、引き続き1年間有効期間を延長することとし、以後同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

(協定の廃止)

第10条 平成20年3月10日付けで締結した大崎市と社団法人宮城県建築士会大崎支部との大規模地震時における避難所応急危険度判定に関する協定は、廃止する。

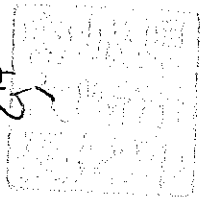
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 大崎市古川七日町1番1号

大崎市長

伊藤康志



乙 大崎市古川旭四丁目3-24 大崎建設産業会館内

宮城県建築士会大崎支部

支部長

青木

